

第42期

定時株主総会 招集ご通知

日時

平成27年3月30日（月曜日）
午前10時00分

場所

鹿児島市新照院町41番1号
城山観光ホテル 4階ギャラリー

〔 末尾の「株主総会会場ご案内図」を
ご参照ください。 〕

目次

第42期定時株主総会招集ご通知	1
-----------------	---

[添付書類]

事業報告	3
計算書類	16
監査報告書	26

[株主総会参考書類]

第1号議案 剰余金の処分の件	28
第2号議案 定款一部変更の件	28
第3号議案 取締役2名選任の件	30
第4号議案 退任取締役に対し 退職慰労金贈呈の件	30

証券コード 3671
平成27年3月13日

株 主 各 位

鹿児島市加治屋町12番11号
ソフトマックス株式会社
代表取締役社長 永 里 義 夫

第42期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第42期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年3月27日（金曜日）午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年3月30日（月曜日） 午前10時00分
2. 場 所 鹿児島市新照院町41番1号
城山観光ホテル 4階ガレリア
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第42期（平成26年1月1日から平成26年12月31日まで）事業報告の内容
及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役2名選任の件
第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ（アドレス <http://www.s-max.co.jp>）にて、修正後の内容を掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成26年1月1日から
平成26年12月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府の経済成長政策、日銀の金融緩和政策を背景に、輸出型の大企業を中心に、収益や雇用情勢の改善、設備投資の持ち直しの動きがみられ、前年からの景気回復基調が継続しましたが、地方、中小企業への波及は遅れ、4月の消費増税実施後の消費マインド低下の影響が想定以上に長引き、個人消費はいまだに弱い動きがみられるなど、回復基調ではあるものの足踏み状態となりました。

当社の事業に係る医療分野は、政府の公表した経済対策において、医療関連情報の電子化推進による重点分野とされ、本年5月に成立した健康医療戦略推進法に基づき「健康医療戦略推進本部」が設置され、具体的な施策等の検討が開始、一方では、医療分野のICT化をより効果的なものとするため、社会保障と税の共通番号（マイナンバー）を医療分野にも活用すべく、関係省庁、医療機関、産業界からなる「次世代医療ICT基盤協議会」が設置され、制度設計に着手しました。さらに経済産業省は、「医療用ソフトウェアに関する研究会」を立ち上げ、産業振興のための医療用ソフトウェアの最適な制度設計を検討しております。医療行政は、医療費を抑制しつつ、質の高い医療を提供するために、「医療分野の情報化の推進」による医療の効率化がテーマであり、本年4月の診療報酬改定の際、診療報酬の配分見直し、病院・病床機能の分化、地域医療連携強化等の方針が打ち出されました。加えて本年6月には医療介護総合確保推進法が成立、9月にはその基本方針を公表し、地域における効率的かつ質の高い医療提供体制の構築、医療介護連携地域包括システムの導入を推進することが国の施策となり、基金による新たな財政支援制度も創設され、地域医療のICT化促進が期待されています。

このようなわが国の医療ICT化施策推進の動きを背景に、当社の属する医療情報システム業界におきましても、一医療機関への単なるシステム導入だけでなく、グループ病院間あるいは地域医療連携のための、プライベートネットワークを介したクラウドサービスによるシステムの構築も行われつつあります。

このような状況の下、当社は、Web型電子カルテシステムを中心に、同システムの導入率の低い、中小規模病院、診療所への拡販を図るとともに、次世代Web型電子カルテシステムとして、クラウドサービスによる、地域医療の中核を担う病院への総合医療情報システム導入のアプローチも進め、受注獲得の事例も出てまいりました。営業部門では、営業人員を増やすとともに、一部人員の九州地区から東京・大阪・名古屋地区へのシフトを行い、全国展開の基盤を整えつつあり、他社との協業体制の活用とともに、積極的かつ効率的にマーケティングに取り組んでまいりました。また、開発・技術部門では、システム機能の充実と信頼性の確保という方針を基に、各診療部門システムの機能強化を図り、さらには顧客医療機関に対するサポート体制の強化を進め、顧客満足度の向上に努めてまいりました。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高3,540,913千円（前期比0.9%増）、営業利益115,339千円（前期比60.1%減）、経常利益146,574千円（前期比46.8%減）、当期純利益83,537千円（前期比49.9%減）となりました。

【種類別の売上高の状況】

当事業年度の売上高を種類別にみてみますと、以下のとおりとなりました。

品 目	金 額	構成比	前期比
システムソフトウェア	1,973,878千円	55.8%	5.2%減
ハードウェア	669,724千円	18.9%	9.5%増
保守サービス等	897,311千円	25.3%	9.9%増
合 計	3,540,913千円	100.0%	0.9%増

②設備投資の状況

当事業年度の設備投資総額は369,779千円（無形固定資産のソフトウェアへの投資も含む。）であります。その主なものは、当社のヘルスケアシステム開発事業部が使用するオフィスビル（西千石ビル）の購入であり、投資額は土地155,946千円、建物164,654千円であります。

③資金調達の状況

当事業年度においては、平成26年3月31日満期の社債償還用資金として500,000千円、オフィスビル取得のための購入資金として350,000千円の長期借入による資金調達を行っております。

(2) 財産及び損益の状況

	第39期 自 平成23年 1月 1 日 至 平成23年12月31日	第40期 自 平成24年 1月 1 日 至 平成24年12月31日	第41期 自 平成25年 1月 1 日 至 平成25年12月31日	第42期 (当期) 自 平成26年 1月 1 日 至 平成26年12月31日
売 上 高 (千円)	2,957,353	3,761,580	3,510,372	3,540,913
営 業 利 益 (千円)	104,144	212,347	289,336	115,339
経 常 利 益 (千円)	130,356	290,068	275,692	146,574
当 期 純 利 益 (千円)	54,574	157,662	166,846	83,537
1株当たり当期純利益 (円)	400円03銭	97円84銭	87円37銭	42円05銭
総 資 産 (千円)	4,100,311	4,138,298	4,190,620	4,547,922
純 資 産 (千円)	915,548	1,061,930	1,661,162	1,665,240

(注) 当社は、平成24年11月10日付にて、1株を10株にする株式分割を行っております。第40期の1株当たり当期純利益につきましては、株式分割が第40期の期首に行われたものとして算定しております。なお、当該株式分割が第39期の期首に行われたと仮定した場合、第39期における1株当たり当期純利益は、次のとおりとなります。

	第39期
1株当たり当期純利益 (円)	40円00銭

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、確実な成長を遂げるために事業の選択と集中を進め、総合医療情報システム事業に特化して事業の推進を図ってまいりました。近年、医療機関の経営は、より一層の効率化、質の高い医療サービスの提供が求められており、総合医療情報システムの役割も、診療データの共有・統計・分析とデータの二次利用の要求が高まっています。中でも、当社の基幹システムであるWeb型電子カルテシステム「PlusUsーカルテ」は、総合医療情報システムの核を成すものであり、同システムで管理される膨大なデータを基にした、検索とフィルタリングを兼ね備えた多目的検索エンジンの機能強化、クラウドによるデータ管理、情報の共有化が、医療機関の「医療の質の向上」と「経営改革」に寄与するものと思われます。また、医療情報の共有化は地域医療連携に進展していくことから、Web型電子カルテの特徴を余す事なく、クラウドコンピュータネットワークをベースに広域、グループでの医療情報連携を実現するシステムの開発が急務であります。今後、中小規模医療機関向けに＊SaaSによる「PlusUsーカルテ」の利用サービスを行ってまいります。さらには、不慮の事故による診療データの喪失等に対応するため、医療機関の診療データをデータセンターでお預かりするバックアップサービスの提供を行ってまいります。

＊SaaSとは 複数のユーザーが必要な機能を共有できるようにしたソフトウェアのサービス形態

以上のことから、以下の課題に取り組む所存であります。

① システム開発

当社は、長年蓄積されたノウハウを生かし、医療機関のニーズに応じて、総合医療情報システム「PlusUs」シリーズを基に、(※)一次医療圏から三次医療圏を連携するシステムの開発を進めてまいります。特に電子カルテシステムに於きましては、Web型を採用することにより、クラウドコンピューティングを活用した事業推進を図ってまいります。また、栄養サポートチーム、手術部門システム等の部門支援システム、透析管理システム、健診システム等、更には、人事、給与等のシステムとの連携した開発も進めてまいります。これらの実現に向け、開発要員の充足と強化を進めるとともに、リリース時の検証に十分な時間をかけ、安全性と信頼性のある製品の提供と、より一層の顧客ニーズへの対応を推進してまいります。

② 営業力強化

当社は、全国的な営業展開、特に東日本地域での営業基盤拡大を目指し、平成25年11月に仙台、同年12月には秋田に営業所を開設いたしました。これに伴い営業要員の再配置を行い、組織的には営業体制が整いつつありますが、営業要員の知識、技能レベルの向上を図るため、定期的な勉強会、納品現場での実地研修等を引き続き行ってまいります。また、これらの営業活動を支援し、営業推進に必要な情報、ツールを提供するため、営業統括の下にマーケティング本部を設けました。医療機関マーケットの情報をいち早くとらえ、お客様のニーズに応えられるきめ細かい提案型営業を積極的に行ってまいります。

③ 人員の増強、レベルアップ

今後の医療情報システムの導入案件の増加に対応するためには、導入部門への要員のシフトと新規人材の確保が不可欠になります。人員の増強と導入作業の適正化により、顧客満足度の向上と、原価低減に努めてまいります。そして、サービスの多様化とシステムの変化への対応を行うために、各社員のキャリアマップを作成し、個々に必要な知識習得を推進することにより、一層のレベルアップを図り、お客様のニーズに応えられる人材の育成と体制強化を図ってまいります。

(※)一次医療圏から三次医療圏について

一次医療圏とは、「健康管理、予防、一般的な疾病や外傷等に対処して、住民の日常生活に密着した医療・保健・福祉サービスを提供する区域」であり、一般的には市町村が該当します。

二次医療圏とは、「特殊な医療を除く、入院治療を主体とした一般の医療需要に対応するために設定する区域」であり、都道府県内をいくつかのエリアに分けた地域的単位が該当します。

三次医療圏とは、「一次医療圏や二次医療圏で対応することが困難で特殊な医療需要に対応し、より広域なサービスを提供する区域」であり、一般的にはその都道府県全域が該当します。

(5) 主要な事業内容

当社は、主として次の事業を行っております。

- ① 総合医療情報システムの開発・販売及び導入指導業務
- ② ソフトウェア・ハードウェア保守業務

(6) 主要な事業所（平成26年12月31日現在）

名 称	所 在 地
本 店	鹿児島県鹿児島市
本 社	東京都中央区
東 京 支 店	東京都中央区
仙 台 営 業 所	宮城県仙台市
秋 田 営 業 所	秋田県秋田市
名 古 屋 支 店	愛知県名古屋市西区
大 阪 支 店	大阪府大阪市淀川区
福 岡 支 店	福岡県福岡市博多区
熊 本 営 業 所	熊本県熊本市
宮 崎 営 業 所	宮崎県宮崎市
鹿 児 島 支 店	鹿児島県鹿児島市

(注) 上記のほか、国内5所に出張所を設置しております。

(7) 従業員の状況（平成26年12月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
177名	4名増	40.3歳	10.6年

(注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
2. 上記従業員数には、パートタイマー11名は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成26年12月31日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 鹿 児 島 銀 行	1,317,418 千円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成26年12月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 6,446,000株

(2) 発行済株式の総数 1,986,500株

(3) 株 主 数 1,446名

(4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持株比率
	株	%
株 式 会 社 リ ン ク ス	500,000	25.17
野 村 俊 郎	418,000	21.04
医 療 法 人 青 雲 会	98,800	4.97
株 式 会 社 鹿 児 島 銀 行	80,000	4.03
ソ フ ト マ ッ ク ス 従 業 員 持 株 会	37,900	1.91
井 ノ 口 義 信	30,000	1.51
永 里 義 夫	28,000	1.41
中 園 政 秀	26,500	1.33
宗 教 法 人 観 光 寺	25,200	1.27
森 田 道 知	21,400	1.08

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成26年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	野村俊郎	—
代表取締役社長	永里義夫	—
取締役上級副社長	田中慎二	近畿・四国・中部・東日本地区営業統括担当兼マーケティング本部担当
常務取締役	大山初雄	九州・中国地区営業統括担当
常務取締役	南秀行	ヘルスケアシステム開発事業部担当
常務取締役	島森千恵子	ヘルスケアシステム技術部担当
常務取締役	瀨平耕一	管理本部担当
常勤監査役	稲村修一	—
監査役	福永大悟	生活協同組合グリーンコープ連合監事
監査役	高瀬学	—

- (注) 1. 監査役福永大悟氏及び高瀬学氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。また両氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。
2. 常務取締役（管理本部担当）溝口幸正氏は、平成26年3月28日開催の第41期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
3. 専務取締役（東日本地区営業統括担当）井ノ口義信氏は、平成26年8月31日付で辞任により取締役を退任いたしました。

(2) 役員報酬等の総額

区 分	支 給 人 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	9名 (一)	126,046千円 (一)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	8,855千円 (2,760千円)
合 計 (うち社外役員)	12名 (2名)	134,901千円 (2,760千円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成18年3月30日開催の第33期定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成15年3月7日開催の第30期定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。
3. 上記取締役の支給人数及び報酬等の額には、平成26年3月28日付で退任した取締役1名分及び平成26年8月31日付で退任した取締役1名分が含まれております。
4. 上記報酬等の額には、当事業年度における役員退職慰労引当金繰入額3,911千円（取締役8名分3,666千円、監査役1名分245千円）が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

(社外役員の主な活動状況)

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
監査役	福 永 大 悟	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席し、監査役会については100%の出席率でありました。主に経験豊かな経営者の観点から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行うほか、監査役会において、監査結果の意見交換、監査役の職務執行に関する重要事項について協議を行っております。
監査役	高 瀬 学	当事業年度に開催された取締役会、監査役会いずれも100%の出席率でありました。上場会社の管理職の経験をもとに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行うほか、監査役会において、監査結果の意見交換、監査役の職務執行に関する重要事項について協議を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、社会から信頼され、社会的責任を果たす持続企業であるためには、コンプライアンスの徹底が経営の重要課題であると認識しております。このような考えのもと、当社は、平成17年9月1日に「企業行動基準」を制定し、全役職員が高い倫理観に基づいて行動し、公正かつ透明性の高い経営体制の確立を目指しております。また、同基準の具体的な行動指針として、「コンプライアンスガイドライン」を定め、その運用管理を担当するコンプライアンス委員会も設置しております。代表取締役社長を委員長（コンプライアンス全体に関する総括責任者）として、コンプライアンス体制の構築、維持及び整備を行ってまいります。
- ②当社は、法令遵守体制の監視及び業務執行の適切性の確保を目的として、代表取締役社長直轄の組織である内部監査室を設置しております。内部監査室は、各業務が法令、定められた社内規程に従って、適正かつ合理的に執行されているか定期的に監査し、その結果を代表取締役社長に報告するとともに、問題がある事項については、速やかな改善要請を各部署へ指示しております。また、監査役とも連携し、職務執行内容が法令及び定款、関連諸規程に準拠して適正に行なわれているか問題の有無を調査し、必要に応じて取締役会へ報告しております。
- ③当社は、取締役及び使用人が社内外（常勤監査役・担当取締役・顧問弁護士）に匿名で相談・申告できる内部通報制度を設け、コンプライアンスに関する相談または不正行為等の通報の受け皿とすることにより、コンプライアンスの重要性を共有する体制を構築しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①当社は、株主総会、取締役会等重要な会議の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令及び「文書管理規程」「情報開示管理規程」等の関連規程に従い、適切に保存及び管理しております。
- ②経営に関する重要情報については、閲覧権限を明確化し周知徹底するとともに、その取扱いに関する全役職員への教育を実施し、情報管理体制の強化を図ってまいります。また、関連規程については、必要に応じて適時見直し、改善を図ってまいります。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社は、会社の経営危機、リスクに対する対処方法及び管理の体制等について定めた「危機管理規程」を平成17年9月1日に制定し、当該規程にそって適切な危機管理体制を整備しております。
- ②危機発生を未然に防ぐため、内部監査室は、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検証し、法令定款違反その他の事由に基づき、損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに担当部署に通報するとともに、各担当取締役と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を構築しています。
- ③有事の際は、「危機管理規程」に従い、代表取締役社長が対策本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士等と迅速な対応をとれる体制をとっております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、取締役会を毎月開催するほか、同会議での決議を迅速、且つ円滑に行うため、取締役、執行役員及び部門責任者から構成する「経営会議」を、毎月定期的に開催しております。当社は、経営会議を、取締役会に次ぐ意思決定機関と位置づけ、経営に係わる諸事項の審議を行うとともに、取締役会で承認された中期経営計画及び単年度事業予算の組織毎の目標・方針・重点施策に関し、目標の達成状況、方針・施策の展開状況を月次・四半期毎にチェックする業績管理も行ってまいります。代表取締役社長は、乖離に対する是正を各担当取締役、執行役員に指示することにより、業務執行を適切に管理しております。また、これらの審議のために必要な情報については、ITを活用することにより、迅速かつ確に各取締役が共有する体制になっております。
- ②業務執行については、「職務権限規程」、「職務分掌規程」その他の関連規程に基づき、全役職員の職務分担、権限を明確化し、適正な管理水準を維持できる体制としております。さらに、平成23年12月に執行役員制度が導入されたことにより、経営と業務執行の分離が明確になり、より効率的な体制となっております。

(5) 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、管理本部を中心に子会社の業務管理を行うとともに、当社の役員が子会社の役員を兼務し、毎月定期的に開催される経営会議において子会社の業務執行の状況を報告することにより、企業集団としての統制及び業務の適正を確保する体制をとっております。また、内部監査室が当社における監査と統一的な基準による監査を行うことにより、子会社における法令遵守体制、業務の適正性の確保を図っております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ①当社は、監査役の職務を補助する使用人を設置していません。但し、監査役からの求めに応じて職務を補助するための使用人を置くこととし、その人事については事前に取締役と監査役が意見交換を行い、決定することといたします。
- ②監査役の職務を補助すべき使用人を置く場合、当該使用人への指揮権は、監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないことといたします。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ①監査役は、取締役会及び経営会議等の業務執行の重要な会議へ出席し、意見を述べるとともに、当社における重要事項や損害を及ぼす恐れのある事実等について、報告を受けることができる体制になっています。
- ②取締役及び使用人は、当社に重大な損失を及ぼすおそれのある事項、違法または不正行為を認知した場合の他、会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を、監査役に報告することとしています。
- ③上記の報告体制に関する実効性を確保するため、「監査役会規程」、「監査役監査基準」に基づき、その当該体制を明確化し、取締役及び使用人に対して周知いたします。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役は、会計監査人及び内部監査担当と意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら、必要に応じて調査及び報告を求めることができる体制になっています。
- ②監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、会社の課題、取り巻くリスク、監査上の課題等について意見交換を行い、相互認識と信頼関係を確保できる体制になっています。

(9) 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制

- ①当社は、反社会的勢力の排除は、企業に課された重要な社会的責任としての取り組みであると認識し、そのような団体・個人には、毅然とした態度で臨み、不当・不法な要求には応じず、一切の関係を遮断することを基本方針としております。
- ②基本方針を役員及び従業員全員に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制になっています。また、信用調査等の情報活用により、反社会的勢力との接触を事前に防止できる体制を構築してまいります。

(10) 財務報告の信頼性確保のための体制

当社は、財務報告の信頼性の確保及び適正な財務諸表を作成するため、金融商品取引法の定めに従って、適正かつ有効な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適切な運用を行うことにより、財務報告の信頼性と適正性を確保できる体制を構築してまいります。

本方針は、常時見直しを行い、より適切な内部統制システムの整備に努めるものといたします。

以上のご報告における記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成26年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,568,132	流動負債	1,278,030
現金及び預金	1,527,890	支払手形	492,573
受取手形	6,361	買掛金	317,216
売掛金	788,545	1年内返済予定の長期借入金	203,466
商仕掛品	1,387	リース債務	1,050
仕掛品	211,719	未払金	146,641
貯蔵品	802	未払費用	794
前払費用	21,731	未払法人税等	9,139
繰延税金資産	1,898	未払消費税等	27,749
その他の	7,795	前受金	50,517
固定資産	1,979,790	預り金	25,105
有形固定資産	1,703,837	前受収益	3,777
建物	413,523	固定負債	1,604,651
構築物	2,811	長期借入金	1,113,952
車両運搬具	4,589	リース債務	2,455
工具器具備品	10,574	退職給付引当金	341,384
土地	1,268,999	役員退職慰労引当金	132,942
リース資産	3,338	その他の	13,917
無形固定資産	31,773	負債合計	2,882,682
ソフトウェア	24,960	純資産の部	
その他の	6,813	株主資本	1,665,240
投資その他の資産	244,179	資本金	424,250
投資有価証券	29,936	資本剰余金	285,400
関係会社株式	10,000	資本準備金	285,400
出資金	50	利益剰余金	955,590
繰延税金資産	166,767	利益準備金	7,459
その他の	37,425	その他利益剰余金	948,130
		繰越利益剰余金	948,130
資産合計	4,547,922	純資産合計	1,665,240
		負債及び純資産合計	4,547,922

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 平成26年 1月 1日)
(至 平成26年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		3,540,913
売 上 原 価		2,675,828
売 上 総 利 益		865,084
販売費及び一般管理費		749,745
営 業 利 益		115,339
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	414	
受取賃貸料	54,397	
保険解約返戻金	19,476	
その他の	1,371	75,659
営 業 外 費 用		
支払利息	16,436	
社債利息	1,625	
賃貸費用	23,909	
その他の	2,452	44,423
経 常 利 益		146,574
特 別 利 益		
固定資産売却益	472	472
特 別 損 失		
会員権評価損	1,800	1,800
税引前当期純利益		145,247
法人税、住民税及び事業税	55,103	
法人税等調整額	6,605	61,709
当 期 純 利 益		83,537

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成26年1月1日)
(至 平成26年12月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
当 期 首 残 高	424,250	285,400	285,400	7,459	944,052	951,512	1,661,162	1,661,162
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当					△79,460	△79,460	△79,460	△79,460
当 期 純 利 益					83,537	83,537	83,537	83,537
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	4,077	4,077	4,077	4,077
当 期 末 残 高	424,250	285,400	285,400	7,459	948,130	955,590	1,665,240	1,665,240

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
時価のないもの	移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品	移動平均法による原価法 (貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
仕掛品	個別法による原価法 (貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
貯蔵品	最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15～50年
構築物	10～20年
車両運搬具	4～6年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、市場販売目的のソフトウェアについては、販売可能見込期間（3年）に基づく均等償却額を計上しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（簡便法の自己都合退職による期末要支給額）を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程（内規）に基づく当期末要支給見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る収益の計上基準

① 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる受注契約進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）

② その他の受注契約

検収基準

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

株式交付費・・・支出時に全額費用として処理しております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

① 担保に供している資産

建 物	411,276千円
土 地	1,230,199千円
計	<u>1,641,476千円</u>

② 担保付債務

1年内返済予定の長期借入金	203,466千円
長期借入金	1,113,952千円
計	<u>1,317,418千円</u>

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 259,466千円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	795千円
短期金銭債務	233千円

(4) 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当事業年度の末日は金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が次のとおり期末残高に含まれております。

受 取 手 形	430千円
支 払 手 形	103,107千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	90,279千円
売上原価	3,383千円
その他	20,984千円
合計	<u>114,647千円</u>
営業取引以外の取引による取引高	320,600千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数

発行済株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度末株式数
普通株式	1,986,500株	1,986,500株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年3月28日 定時株主総会	普通株式	79,460	40	平成25年12月31日	平成26年3月31日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成27年3月30日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

(イ) 配当金の総額	79,460千円
(ロ) 1株当たり配当額	40円
(ハ) 基準日	平成26年12月31日
(ニ) 効力発生日	平成27年3月31日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産発生の主な原因別の内訳

退職給付引当金	119,504千円
役員退職慰労引当金	47,061千円
未払事業税	849千円
その他	3,932千円
繰延税金資産小計	171,348千円
評価性引当額	△2,682千円
繰延税金資産合計	168,665千円

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、短期的な運転資金や設備投資に必要な資金は主に銀行借入及び社債により調達しております。営業債権である受取手形、売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。借入金及び社債は、主に運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。借入金の一部は変動金利によるものであり、金利変動リスクに晒されております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成26年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,527,890	1,527,890	—
(2) 売掛金	788,545	788,545	—
資産計	2,316,435	2,316,435	—
(1) 支払手形	492,573	492,573	—
(2) 買掛金	317,216	317,216	—
(3) 長期借入金（1年内返済予定のものを含む）	1,317,418	1,320,009	2,591
負債計	2,127,207	2,129,799	2,591

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 支払手形、(2) 買掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

固定金利による長期借入金は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられ、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	29,936
関係会社株式	10,000

これらについては市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

7. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、鹿児島県及び福岡県その他の地域において、賃貸オフィス及び駐車場等の賃貸不動産を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価等に関する事項

当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：千円)

貸借対照表計上額	時価
768,346	609,144

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 当事業年度末の時価は、不動産鑑定評価基準に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

8. 関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社	株式会社リンクス	(被所有)直接 25.18%	不動産管理 ホテル運営	本店社屋の賃借	18,132	前払費用	1,237
				不動産の購入	320,600	-	-

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額については、消費税等は含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。
 2. 当社の主要株主であり代表取締役会長の野村俊郎が議決権の100%を直接所有している会社であり、「役員及び個人主要株主等」に該当する会社であります。
 3. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 賃借料の支払及び不動産の購入価格については、近隣の取引実勢に基づいて決定しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 838円 28銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 42円 05銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年2月10日

ソフトマックス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 川 畑 秀 二 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 西 元 浩 文 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ソフトマックス株式会社の平成26年1月1日から平成26年12月31日までの第42期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年1月1日から平成26年12月31日までの第42期事業年度の取締役の職務の執行に
関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いた
します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、業務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受
けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め
ました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査の分担等に従い、取締役、
内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取
締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要
に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調
査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確
保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条
第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体
制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、
必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及
びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとと
もに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会
計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲
げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備してい
る旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類
（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いた
しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めま
す。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められませ
ん。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに
関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人の有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年2月13日

ソフトマックス株式会社	監査役会		
常勤監査役	稲村修一		㊟
社外監査役	福永大悟		㊟
社外監査役	高瀬学		㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の剰余金の処分につきましては、当期の業績及び財務状況並びに今後の事業展開等を勘案し、1株につき40円とさせていただきたいと存じます。

(期末配当に関する事項)

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき40円 配当総額79,460,000円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年3月31日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1)社外取締役及び社外監査役に適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の規定に基づき、定款第30条(社外取締役との責任限定契約)及び第41条(社外監査役との責任限定契約)の規定を新設するものであります。

なお、定款第30条の規定の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

(2)上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第18条～第29条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第18条～第29条 (現行どおり)</p> <p>(<u>社外取締役との責任限定契約</u>)</p> <p>第30条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項に定める賠償する責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第30条～第39条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第31条～第40条 (現行どおり)</p> <p>(<u>社外監査役との責任限定契約</u>)</p> <p>第41条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項に定める賠償する責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p>
<p>第6章 会計監査人</p> <p>第40条～第43条 (条文省略)</p>	<p>第6章 会計監査人</p> <p>第42条～第45条 (現行どおり)</p>
<p>第7章 計 算</p> <p>第44条～第47条 (条文省略)</p>	<p>第7章 計 算</p> <p>第46条～第49条 (現行どおり)</p>

第3号議案 取締役2名選任の件

今後のさらなる事業基盤の拡充、経営体制の一層の強化を図るため、取締役を増員し、新たに2名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	まつしま つとむ 松島 努 (昭和34年6月2日)	昭和58年4月 日本IBM(株)入社 平成14年1月 ブロケード・コミュニケーションシステムズ(株)代表取締役社長 平成16年4月 フェニックステクノロジーズ(株)代表取締役社長 平成19年7月 ネットスイート(株)代表取締役社長 平成23年4月 (株)ソルパック タイランド・ベトナム支社長 平成26年6月 当社入社 執行役員東京支店長 (現任)	—
2	むとう てつじ 武藤 哲司 (昭和32年3月26日)	昭和50年4月 知多鋼業(株)入社 昭和57年6月 (株)西日本ビジネスコンピュータ (現ソフトマックス(株)) 入社 平成8年1月 同社 取締役営業部長 平成13年1月 当社 取締役営業部長 平成23年3月 当社 取締役営業部長兼福岡支店長 平成23年12月 当社 執行役員部長兼福岡支店長 (現任)	15,000株

(注) 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

平成26年8月31日付をもって取締役を辞任されました井ノ口義信氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたく存じます。

同氏の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
いのくち よしのぶ 井ノ口 義信	平成2年2月 (株)西日本ビジネスコンピュータ (現ソフトマックス(株)) 常務取締役 平成25年3月 当社 専務取締役 平成26年8月 当社 取締役辞任

以上

株主総会会場ご案内図

会 場：

城山観光ホテル 4階ガレリア

鹿児島県鹿児島市新照院町41番1号

TEL 099-224-2211

URL <http://www.shiroyama-g.co.jp>

交通のご案内：

車をご利用の場合

鹿児島空港より約40分

鹿児島中央駅より約10分

天文館より約10分

シャトルバスご利用の場合

ホテルのシャトルバス（無料送迎）が30分間隔で運行しております。詳細なシャトルバスの運行状況につきましては、ホテルホームページにてご確認ください。

鹿児島中央駅西口より約35分

中央ターミナルビルより約25分

天文館より約15分



見やすいユニバーサル
デザインフォントを
採用しています。